（仮称）青森市地域福祉計画　素案の概要

1　計画策定の目的

○本計画は「青森市総合計画後期基本計画」の分野別計画として、計画中の施策である「地域福祉の推進」を具体化するための計画として策定します。
　また、 社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。
○健康福祉政策関連の各計画における、地域福祉に関する理念や目標を共有し、整合性を図り、地域福祉を総合的に推進するための計画とします。

2　計画期間

平成２８年度から平成３２年度（５年間）
　※後期基本計画と同期間

3　現状と課題、計画の基本方向

現 状

社会動向

- 人口減少、少子高齢化
- 地域コミュニティの弱体化
- 虐待、孤立、引きこもり、認知症等の顕在化
- 生活支援ニーズの多様化
- 地域福祉の担い手不足
- 災害時における要支援者への配慮（避難支援、福祉避難所）
- 「社会的包容」の理念の浸透（ソーシャルインクルージョン）

制度改正

- 医療制度改革（病床数削減）
- 介護保険制度改革
- 生活困窮者自立支援制度の開始
- 障害者差別解消法の制定
  障害者権利条約の締結
- 青森市子どもの権利条例の制定
- 社会福祉法改正（予定）
  （社会福祉法人の地域貢献）

市民、町(内)会、福祉団体等へのアンケート

【現状】近所のつながり希薄化、人材不足、
　　支援ニーズと提供ニーズのずれ など

【今後】地域住民のつながりが必要

課 題

○住民同士で支え合う意識の更なる向上が必要

人口減少・少子高齢化の進展や、地域コミュニティの弱体化により、地域の中でお互いに支え合う互助の力（相互扶助の力）が低下してきていることから、支え合う地域づくりを進めていくため、ソーシャル・インクルージョンをはじめとする**地域住民一人ひとりが地域でお互いに支え合う意識の醸成**や、子どもの権利の保障や虐待防止など**権利擁護意識の醸成**を図ることが必要となっています。

○担い手の不足への対策が必要

町（内）会や社会福祉法人等の地域福祉の担い手は不足している状況にあり、市においても民生委員の欠員など担い手不足が生じていることから、これまでの地域福祉活動を維持あるいは発展させていくためには、高齢者、障がい者や子どもなど多様な面において、地域の中で困っている人を支えるために**地域福祉の人材の育成・確保**により一層力を入れていく必要があります。

○地域で支え合う体制づくりが必要

医療や介護などの社会保障制度改革により、高齢者や障がい者は、これまでの入院・入所生活から在宅生活への移行が促進されることから、地域における包括的な支援が必要となること、また、地域住民や社会福祉法人等のニーズとして、地域福祉の推進のためには地域の団体の交流・連携が必要と考えていることから、地域でのソーシャル・インクルージョンの実現に向けて、多様な主体が連携し、**地域ごとに人や団体を結び付け、住民同士が支え合う体制づくり**が必要となっています。

○地域福祉活動のための「場」の整備・提供が必要

施設の老朽化に対応しながらの地域福祉活動促進のための施設管理や、介護保険制度改革に伴う高齢者の在宅生活を支えるための施設整備の推進など**地域福祉を支える施設の整備**が引き続き必要となっています。
また、地域コミュニティの弱体化を改善するため、地域住民や団体が交流する機会づくりが重要であることから、**活動機会の提供**も必要となっています。

○地域の状況に応じた支援や相談対応・情報提供が必要

介護保険制度改革による生活支援等のための新しい総合事業の実施、障がい者の自立に関する支援や、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援、また、生活困窮者への自立支援制度の実施、災害時における要支援者への避難支援など、様々な制度改正や地域住民のニーズに対応し、地域の中で支援を受けられず孤立することがないよう、**地域の状況に応じた支援の実施、相談対応、情報提供**が必要となっています。

基本方向（施策の方向）

○地域で支え合う意識の向上

市民一人ひとりが地域でつながり支え合うという意識がこれまで以上に根付くよう、自助・共助・公助の考えを踏まえ、地域で支え合う意識づくり、権利擁護意識の向上を推進します。

○地域福祉の担い手の育成・確保

今後の更なる人口減少、少子高齢化に備えた地域づくりを進め、地域で支え合う力を強化するため、地域福祉の担い手の育成・確保を図ります。

○地域での共助ネットワークの構築

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域の中で共に助け合い、可能な限り地域の中で支援やサービスが受けられる体制づくりを目指します。

○地域福祉推進のための基盤整備

青森市福祉増進センターや青森市総合福祉センター、浪岡総合保健福祉センター、福祉館など、地域における福祉活動拠点のハード面の充実を図るとともに、それらの拠点を活用した集まりや交流の場づくりなどのソフト面でも地域住民が活動しやすい環境づくりを図ります。

○福祉サービス提供体制・相談体制の充実

高齢者、障がい者、子どもなどが地域で安心して生活できるよう、自助・共助・公助の視点に立ち、各種支援制度や相談体制等の充実を図ります。

4　施策の体系と主な事業

理念

地域において人と人とがつながり、支え合い、共に生きるまち

自助・互助・共助の役割分担

社会的包容＊（ソーシャルインクルージョン）

基本方向	主な取組	取組内容
地域で支え合う意識の向上	○地域で支え合う意識づくり ○権利擁護意識の醸成・向上	●【重点・拡充】ボランティアセンターの運営強化（体制強化、出前講座・体験ボランティア等の実施、機関紙発行など） ●【拡充】障害者差別解消法に基づく対応要領の策定 ○市の広報や市民向け講座等による意識啓発　○小・中学校生などへの福祉読本配付、福祉教育の実施 ○成年後見制度の周知　○虐待・DV、人権、男女共同参画社会、多文化共生社会などの意識啓発　など
地域福祉の担い手の育成・確保	○市社会福祉協議会との連携による担い手づくり ○ボランティア活動の促進 ○地域を支える人材の養成 ○民生委員・児童委員の担い手の確保 ○担い手確保の仕組みづくり	●【重点・新規】地域福祉サポーター制度とボランティアポイント制度の創設 ●【重点・拡充】ボランティアセンターの運営強化（ボランティア資質向上研修、ボランティア団体の育成など） ○認知症サポーターの養成　○市民後見人・法人後見の養成　○障がい者相談員と相談支援専門員の養成 ○ファミリーサポーターセンター事業　○子育て応援隊の養成　○民生委員・児童委員の確保対策と資質向上 ○健康づくりサポーターの養成　○ほのぼのコミュニティ21推進事業　○ボランティア推進校　など
地域での共助ネットワークの構築	○共助ネットワークの構築 ○地域活動団体への支援	●【重点・新規】地区社協を単位とした共助ネットワークの構築 ●【重点・新規】地域支え合い推進員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の配置 ●【重点・新規】地区カルテの整備・共有化 ○地域包括ケアシステムの構築　○障がい者の相談支援事業所による支援の連携　○子ども支援センターによる連携 ○町（内）会、地区民児協、子ども会などへの活動支援　○地域団体のNPO法人認証や法人化に関わる支援　など
地域福祉の推進のための基盤整備	○地域福祉を支える施設の整備 ○活動・交流機会の提供	●【拡充】空き家等の活用検討も含めた住民による世代間交流やサロンの開催 ○市のコミュニティ施設等の適正管理　○地域密着型サービス施設の整備　○障がい者地域生活支援拠点等の整備 ○こころの縁側事業　○老人クラブ活動の活性化　○敬老会や給食サービスの開催　○子ども会、放課後子ども教室 ○子育て世代の交流・相談の場づくり　など
福祉サービスの提供・相談体制の充実	○地域における支援・サービスの充実 ○雪処理支援の充実 ○災害時に備えた体制の整備 ○情報提供の充実 ○相談体制の充実	●【拡充】多様な生活支援サービスの提供（新しい総合事業） ○地域住民による見守り・声がけ・防犯・防災の取組充実　○市民後見人の育成と支援体制の整備 ○地域での健康づくり活動への支援とネットワークづくり　○屋根の雪下ろしと間口除雪への支援 ○災害時避難行動要支援者への支援　○福祉ガイドブックの発行　○障がい者に配慮した情報バリアフリーの推進 ○地区社協、民生委員・児童委員などによる相談支援　○地域包括支援センター、相談支援事業所での相談支援 ○子ども支援センター、地域子育て支援センターによる相談支援　○生活困窮者自立支援制度の運用　など

＊社会的包容（ソーシャルインクルージョン）とは、「誰もが住み慣れた地域で年齢や性別にかかわらず障がいのある人もない人もお互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら生活する」という考え方